

千葉市ラジコン草刈機貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉市（以下「市」という。）が所有するラジコン草刈機（以下「草刈機」という。）の貸出しにより、市内の農業環境の整備を支援し、農地の保全及び耕作放棄地の解消を図るため、当該貸出事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2条 草刈機の貸出しを受けることができる者は、市内の農地を所有又は管理する者とする。

(貸出しをする草刈機及び使用料)

第3条 貸出しをする草刈機及び使用料は、別表のとおりとする。

2 草刈機の損耗、破損等により修繕の必要が生じた場合は、修繕が完了するまで貸出しを停止する。

(貸出期間)

第4条 貸出期間は、原則として貸出日から起算して3日以内とする。

2 返却しようとする日が月曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その直後の休日でない日までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要であると認めたときは、この限りでない。

(使用の承認申請)

第5条 草刈機の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ラジコン草刈機使用承認申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 申込み及び使用料の収納に関する事務手続は、市が委託する「小規模販売農家利便性向上業務」の委託先が行う。

3 草刈機の貸出しは、事前申込制で先着順とする。

(使用の承認)

第6条 市長は、提出された申請書の内容を基に、草刈機を貸出しするに当たって必要な事項を申請者と協議し、双方の合意の下、その使用を承認する場合は、ラジコン草刈機使用承認通知書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

(使用料の納付)

第7条 使用料は、使用承認通知書の交付を受けたときに納付するものとする。

(使用料の不還付)

第8条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 災害その他使用者の責に帰することができない理由により使用不能となったとき。

(2) 使用期日の前日までに使用の取消を申し出たとき。

(3) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

(貸出し及び返却)

第9条 草刈機の貸出し及び返却の場所は、千葉市農政センターとする。

2 草刈機の貸出しは、市職員又は委託業者職員（以下「職員等」という。）の立会いのもとで行う。

- 3 草刈機の貸出しを受けた者（以下「使用者」という。）は、草刈機に不具合がないことについて、職員等とともに確認した上で貸出しを受けるものとする。
- 4 使用者による草刈機の返却は、職員等の立会いのもとに行うものとする。
- 5 職員等は、返却時において、草刈機の正常な作動、破損箇所の有無、燃料の残量及び機体の汚れについて点検及び確認を行うものとする。
- 6 市長は、草刈機の貸出しに際して必要な条件等を付することができる。

（使用実績の報告）

第10条 使用者は、草刈機の使用終了後、速やかにラジコン草刈機使用実績報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（目的外使用の禁止）

第11条 使用者は、承認を受けた目的以外に使用し、若しくはその権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（貸出承認の取消し）

第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しの承認を取り消すことができる。

- （1）この要綱の規定に違反したとき。
- （2）草刈機の管理上支障があるとき。
- （3）公益上の必要が生じたとき。
- （4）前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の貸出承認の取消しによって使用者に損害が生じても、その責めを負わない。

（委託業務）

第13条 市長は、第1条の目的を達成するために貸出事業を実施するにあたり、法人その他の団体に貸出事業に係る業務を委託することができる。

（使用者の責務）

第14条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）草刈機の使用を終了したとき、又は第12条の規定により貸出承認を取り消されたときは、草刈機を十分に清掃し、消費した分の燃料を補充した上で、速やかに返却すること。
- （2）草刈機の使用により事故が生じたとき、又は草刈機を破損したときは、速やかに市又は委託業者に報告すること。
- （3）貸出中に必要となる燃料は、使用者が負担すること。
- （4）取扱説明書及び職員等の指示に従い、安全に十分配慮して使用すること。

（損害賠償）

第15条 使用者は、故意又は過失により草刈機を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

2 市長は、草刈機の使用によって使用者、委託業者職員又は第三者に生じた損害について、その責めを負わない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

草刈機名称	使用料（1台／1日）	所有台数
ラジコン草刈機（ブルモアーRC） RCHR800A	2,800円	1台

上記使用料は消費税及び地方消費税相当額を含む。

年 月 日

ラジコン草刈機使用承認申請書

(あて先) 千 葉 市 長

申請者

住 所

氏名又は団体名及び

代表者の職・氏名 (※)

(※) 記名押印又は本人（代表者）が署名してください。
 ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）からの
 申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

電話番号

下記のとおりラジコン草刈機を借用したいので、千葉市ラジコン草刈機貸出事業実施
 要綱第 5 条第 1 項の規定に基づき申請します。

なお、この申請書によりラジコン草刈機を借用したときは、貸出条件を遵守するとと
 もに、誓約事項について自らの責任で誠実に対処することを誓約します。

また、使用後は速やかに実績を報告します。

使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用場所	千葉市 区 (町) 水田 ・ 畑 (面積: a)
使用目的	*必ず以下の 2 つから 1 つ選択し、 ☒ をつけてください。 ☐ 農地の保全管理・栽培管理 ☐ 耕作放棄地の解消・未然防止
誓約事項	*以下の内容をお読みいただき、同意されましたら☒をつけてください。 なお、同意されない場合は、貸出しはいたしません。 ☐ 使用場所は農地であり、山林や宅地等ではありません。 ☐ 申請した使用場所のみの利用とします。 ☐ 草刈機は申請者が操作し、第三者へ貸出すことはしません。 ☐ 使用中に不具合が生じた場合は、自らの判断で部品の交換等はしません。また、その際は使用を中止し、農政センター開所日に状況を連絡し、使用期間内であっても、速やかに返却します。 ☐ 草刈機は許可を受けた使用期間終了日までに、市職員又は委託業者職員立ち合いのもと、返却します。 ☐ 上記が守れない場合に、その後の草刈機の使用が許可されないことに 異議はありません。 ☐ 私の責で、草刈機の故障や破損が生じた場合は、その損害を補償し、または原状に回復します。 ☐ 注意事項及びチェックリストの内容を確認しました。また、使用後はチェックリストの内容を確認し、報告します。
備考	

年 月 日

ラジコン草刈機使用承認通知書

様

千 葉 市 長

年 月 日付けで申請のあったラジコン草刈機の使用について、
次のとおり承認します。

対象機械	ラジコン草刈機
貸出期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用場所	千葉市 区 (町)
使用料金	2,800円/日 × 日 = 円

(草刈機の使用に関する条件)

使用者は次の事項を遵守し、草刈機を使用してください。

- 1 使用者は、草刈機を善良なる注意を持って使用し、管理するものとする。
- 2 使用者は承認が得られた使用期間、草刈機の使用場所及びその他使用に当たって必要な事項を遵守すること。
- 3 使用者は、貸出しを受けた草刈機を故障させ、又は滅失させた場合は、速やかに市又は委託業者に報告し、その指示を受けなければならない。
- 4 前項において、使用者は、故意又は過失により草刈機を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。
- 5 使用者は、草刈機を返却する際、十分に清掃し、消費した分の燃料を補充した上で、使用実績報告書（様式第3号）を添えて、返却すること。
- 6 記載のない事項については、市長と使用者の双方の協議の上決定すること。

年 月 日

ラジコン草刈機使用実績報告書

(あて先) 千 葉 市 長

申請者

住 所

氏名又は団体名及び

代表者の職・氏名 (※)

(※) 記名押印又は本人（代表者）が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）からの
申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

電話番号

年 月 日付けで借受承認されたラジコン草刈機について、下記のとおり
使用したので千葉市ラジコン草刈機貸出事業実施要綱 10 条により使用実績報告書を
提出します。

使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用場所	千葉市 区 (町) 水田 ・ 畑 (面積： a)
使用目的	<u>*必ず以下の 2 つから 1 つ選択し、☑をつけてください。</u> ☐ 農地の保全管理・栽培管理 ☐ 耕作放棄地の解消・未然防止